



平成 21 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 中 央 化 学 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 渡 辺 信
(JASDAQ・コード 7895)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 永 田 修
電 話 0 4 8 - 5 4 0 - 2 6 2 4

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 20 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 49 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、当社を始めとする上場会社の株券は一斉に電子化されましたので、現行定款第 8 条（株券の発行）、第 10 条（株式取扱規程）、第 11 条（株主名簿管理人）、第 12 条（基準日）について、株券の存在を前提とした規定の削除等の変更を行うものであります。また本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。
- (2) 経営体制のスリム化等により、会長を選定しない場合もあるので、現行定款第 24 条（代表取締役および役付取締役）第 2 項を変更し、併せて現行定款第 27 条（取締役会の議長）を変更するものであります。
- (3) 取締役、監査役および会計監査人が、職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第 426 条および第 427 条に定める役員等の責任免除制度に基づき、定款に第 32 条（取締役の責任免除）、第 44 条（監

査役の責任免除）および第49条（会計監査人の責任免除）の規定を新設するものであります。

なお第32条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第7条（条文の記載省略）</p> <p><u>（株券の発行）</u></p> <p>第8条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社は単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>第9条 （条文の記載省略）</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第10条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿・株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p>第1条～第7条（現行どおり）</p> <p>（削 除）</p> <p>（削 除）</p> <p>第8条 （現行どおり）</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての<u>手続き等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p>

<p>3 <u>当会社の株主名簿（「実質株主名簿」を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(基準日)</p> <p>第<u>1 2</u>条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主<u>（「実質株主」を含む。以下同じ。）</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第<u>1 1</u>条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>2 前項に定めるほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>第<u>1 3</u>条～第<u>2 3</u>条 (条文の記載省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第<u>2 4</u>条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により<u>取締役会長、取締役社長各 1 名</u>を選定し、また必要に応じ専務取締役、常務取締役各若干</p>	<p>第<u>1 2</u>条～第<u>2 2</u>条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第<u>2 3</u>条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ<u>取締役会長、専務取締役、常務取締役、各若干名</u>を</p>

<p>名を選定することができる。</p> <p>第25条～第26条（条文の記載省略） （取締役会の議長）</p> <p>第27条 取締役会の議長は、<u>取締役会長</u>が これに当たる。<u>取締役会長</u>に事故あるときは、<u>取締役社長</u>がこれに当たり、<u>取締役会長</u>および<u>取締役社長</u>ともに事故ある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第28条～第32条（条文の記載省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第33条～第43条（条文の記載省略）</p>	<p>選定することができる。</p> <p>第24条～第25条（現行どおり） （取締役会の議長）</p> <p>第26条 取締役会の議長は、<u>代表取締役社長</u>がこれに当たる。<u>代表取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第27条～第31条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（取締役の責任免除）</p> <p>第32条 当社は、<u>取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第33条～第43条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（監査役の責任免除）</p> <p>第44条 当社は、<u>監査役（監査役であつ</u></p>
--	---

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>た者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第44条～第47条 (条文の記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第45条～第48条 (現行どおり)</p> <p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p>第49条 <u>当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第48条～第50条 (条文の記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第50条～第52条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載</u></p>

(新 設)	<u>または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> <u>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u>
(新 設)	

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成21年3月27日（金）

定款変更の効力発生日（予定） 平成21年3月27日（金）

以上